

収入保険の事業規程の変更について

○変更する旨

令和4年及び令和5年から収入保険と野菜価格安定対策事業を同時利用している者について、同時利用の期間を現行の2年間から1年延長し3年間とします。

また、令和7年以降に収入保険に新規加入する者について、野菜価格安定対策事業との同時利用の特例は廃止します。

○変更点

変 更 後	現 行
<p>全国農業共済組合連合会事業規程</p> <p>(保険資格者)</p> <p>第4条 保険資格者は、次に掲げる全てに該当する農業者とします。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保険期間において、次に掲げる事業（以下「類似制度」といいます。）を利用していないこと。</p> <p>ただし、①のウの(ア)に掲げる家畜について、規則第183条に規定する期間において当該家畜として販売したことがなく、かつ、保険期間において当該家畜として販売しない者については、当該家畜を共済目的とする①のウに掲げる死亡廃用共済を利用することができるものとします。また、収入保険の加入申請をしたことがない者（加入申請の承諾を受けたことがない者を含みます。）が加入申請を行う場合に成立する保険関係（以下「初年の保険関係」といいます。）の保険期間（令和6年12月31日までの間に開始するものに限りま<u>す。</u>）及び初年の保険関係に引き続いて加入申請を行う場合に成立する保険関係（初年の保険関係の保険期間において②に掲げる事業を利用した場合に限りま<u>す。</u>）の保険期間については、②に掲げる事業を利用することができるものとします（以下「野菜価格安定対策事業の同時利用の特例」といいます。）。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>全国農業共済組合連合会事業規程</p> <p>(保険資格者)</p> <p>第4条 保険資格者は、次に掲げる全てに該当する農業者とします。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保険期間において、次に掲げる事業（以下「類似制度」といいます。）を利用していないこと。</p> <p>ただし、①のウの(ア)に掲げる家畜について、規則第183条に規定する期間において当該家畜として販売したことがなく、かつ、保険期間において当該家畜として販売しない者については、当該家畜を共済目的とする①のウに掲げる死亡廃用共済を利用することができるものとします。また、収入保険の加入申請をしたことがない者（加入申請の承諾を受けたことがない者を含みます。）が加入申請を行う場合に成立する保険関係（以下「初年の保険関係」といいます。）の保険期間及び初年の保険関係に引き続いて加入申請を行う場合に成立する保険関係（初年の保険関係の保険期間において②に掲げる事業を利用した場合に限りま<u>す。</u>）の保険期間については、<u>当分の間</u>、②に掲げる事業を利用することができるものとします（以下「野菜価格安定対策事業の同時利用の特例」といいます。）。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>2 (略)</p>

<p>附 則（平成 30 年 3 月 12 日農林水産省指令 29 経営第 3332 号）</p> <p>1.・2. （略）</p> <p>3. 令和 4 年 1 月 1 日から<u>令和 6 年</u> 12 月 31 日までの間に保険期間が開始する保険関係（初年の保険関係に引き続いて加入申請を行う場合に成立する保険関係であって、初年の保険関係の保険期間及び当該保険関係の保険期間において第 4 条第 1 項第 4 号ただし書②に掲げる事業を利用したものに限る。）に引き続いて加入申請を行う場合に成立する保険関係の保険期間については、当該事業を利用することができるものとする。</p> <p>4. ～ 6. （略）</p> <p>7. <u>令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの間に保険期間が開始する保険関係（当該保険関係の保険期間において第 4 条第 1 項第 4 号ただし書②に掲げる事業を利用したものに限る。）に引き続いて加入申請を行う場合の第 21 条第 1 項及び第 21 条の 2 第 2 項の規定の適用については、同項中「前々月の末日」とあるのは、「前月の末日」とする。</u></p> <p>8. （略）</p>	<p>附 則（平成 30 年 3 月 12 日農林水産省指令 29 経営第 3332 号）</p> <p>1.・2. （略）</p> <p>3. 令和 4 年 1 月 1 日から<u>令和 4 年</u> 12 月 31 日までの間に保険期間が開始する保険関係（初年の保険関係に引き続いて加入申請を行う場合に成立する保険関係であって、初年の保険関係の保険期間及び当該保険関係の保険期間において第 4 条第 1 項第 4 号ただし書②に掲げる事業を利用したものに限る。）に引き続いて加入申請を行う場合に成立する保険関係の保険期間については、当該事業を利用することができるものとする。</p> <p>4. ～ 6. （略）</p> <p>（新設）</p> <p>7. （略）</p>
---	---

○効力発生時期

この規程の変更は、農林水産大臣の認可を受けた日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日以後に保険期間が開始する収入保険の保険契約から適用する。